

第202500234297号  
令和7年12月26日

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえい福祉局長寿社会課長  
(公印省略)

令和7年度鳥取県介護職員等長期定着支援事業の追加実施について(通知)

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

利用者やその家族等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援することを目的とした標記補助金については、令和7年11月28日を申請期限として実施してきたところです。

このたび、申請期限を延長の上、追加実施することとしましたので、本補助金の交付を希望する場合、下記により交付申請書等を提出してください。

#### 記

1 補助金名 鳥取県介護職員長期定着支援事業補助金

2 補助事業

(1) 介護職員等安全確保対策推進事業

安全確保に必要な機器等の整備費用の一部を支援

- ・警備会社によるセキュリティシステムを導入するために必要な機器
- ・防犯機器（位置検索機能、緊急呼び出し機能付き防犯ブザー、防犯ボタン付き携帯電話等）  
(※) 職員の安全確保に資する備品購入費等について幅広く支援することが可能ですので、

ご不明な点は下記担当までお問合せください。

(2) 複数名訪問介護等支援事業

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問介護員等による訪問介護又は居宅介護を行う場合の経費を支援

3 補助対象事業者

(1) 介護職員等安全確保対策推進事業について

鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所（訪問看護ステーションを除く）を運営する法人

※訪問看護ステーションは、「鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）」の「訪問看護ステーション安全確保対策推進事業」対象となるため、当該補助金の対象外

(2) 複数名訪問介護等支援事業について

鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人

4 申請方法

法人ごとに事業所分を取りまとめの上、メールにて次の書類を担当に御提出ください。

- (1) 交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-1号）
- (3) 所要額調書（様式第1-2号）
- (4) 収支予算書（様式第2号）
- (5) 所要額内訳書（様式第3-1号、様式第3-2号）

5 申請書提出期限 令和8年2月27日（金）

6 その他

- (1) 補助上限額等、その他詳細は鳥取県長寿社会課のホームページを御確認ください。  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/324971.htm>)
- (2) 障害者総合支援法の指定を受けた事業所における申請方法、提出期限等については、別途、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課から通知する予定です。
- (3) 既に補助上限額まで交付決定を受けている事業所は、再度申請することはできません。

(担当)

介護保険・施設担当 福田

電話: 0857(26)7175

電子メール:fukudayuu@pref.tottori.lg.jp